閲 覧 図 書

事 業 名：前の川国有林分収育林事業

事業内容：保育間伐　11.28ha

１．入札者注意書
２．契約書（案）
３．事業内訳書
４．仕様書
５．位置図
６．契約情報の公表様式

和歌山森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入　札　者　注　意　書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

１．入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
２．入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
３．入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
４．入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
５．入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
　ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
６．入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
７．本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
８．入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
９．入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10．次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
（４）入札者の記名押印を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名及び代理人の押印を欠く入札書。
（５）委任状を持参しない代理人のした入札書
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
（７）入札金額の記載を訂正した入札書
（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
（10）明らかに連合によると認められる入札書
（11）同一事項の入札について、入札者が２通以上なした入札書
（12）入札保証金（その納付に代え予決令第７８条に基づき提供される担保を含む。以下

同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

（13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

（14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

（15）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

（16）その他入札に関する条件に違反した入札

11．一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

12．開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。

13．開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

14．開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

15．予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。

（２）（１）の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

（３）（１）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

（４）（１）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

16．落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

17．契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

18．落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19．入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20．入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。

21．このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

収入
印紙

分収育林事業請負契約書（案）

１　事業名　　前の川国有林分収育林事業

２　事業場所　和歌山県田辺市木守　前の川国有林1004ね林小班外

３　事業量　　別紙事業内訳書のとおり

４　事業期間　契約締結日の翌日から
令和８年２月27日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

５　請負金額　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金　　円也）

６　選択条項　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の　以内	第35条第１項
×	中間前払金		第35条第４項
○	部分払	月　回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8　特約事項

(1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。

(2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。

(3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙１のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和　年　月　日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　和歌山県田辺市新庄町２３４５－１

分任支出負担行為担当官

氏名　和歌山森林管理署長　澤井　良一　　印

請負者　住所

氏名　　印

別紙１

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう、以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負の契約を解除せず、若しくは再請負人に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（別紙）

事　業　内　訳　書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量	備考
西牟婁	保育間伐 （存置型）	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2.27	前の川	1004ね	保－1	4.26ha	
				1004な	保－2	4.49ha	
				1004ら	保－3	1.11ha	
				1004む	保－4	1.42ha	
					計	11.28ha	

作 業 仕 様 書 総 則

1　近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。

2　現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。

3　設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。

4　実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に１箇所以上撮影するものとする。

5　造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、４日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
　監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。

6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請 負 事 業 事 故 報 告 書

令 和　　年　　月　　日

監督職員　　殿

請　負　者

現場代理人

<table>
<tr><td colspan="2">事 業 名</td><td colspan="3"></td><td>事業場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="4">令和　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分</td><td>天候</td><td></td></tr>
<tr><td>災害発生状況・原因</td><td colspan="7">①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。また、略図を添付する。</td></tr>
<tr><td>被害状況</td><td colspan="7">人的被害・物的被害を記載</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被災者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日
（　　歳）</td><td>性別</td><td></td><td>職種</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="5"></td><td>経験年数</td><td></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td></td><td>傷病部位</td><td></td><td>休業見込期間
・死亡日時</td><td></td><td>被災場所</td><td></td></tr>
<tr><td>今後の対策</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>所見・状況</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

注）労働災害（４日以上の休業を要する災害）、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

保育間伐（存置型）仕様書

（事業地までの移動）

1　本事業地までの林道（前の川林道法師谷支線）については、別紙図面のとおり車両での通行ができない。

また、大塔前の川(前の川)林道法師谷支線災害復旧工事が予定されており、通行等について調整を行うことがある。

（区域の標示）

2　本事業地は周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示してある。ただし、区域の明確なものについては、現地において指示した区域とする。

（間伐対象木の表示、伐採率等）

3　標準地（黄テープ環状二本線）内については、白テープ環状一本線により印付けしている。

4　標準地外の区域については、標準地又は類似林分の選木状況に準じ選木する。

また、林小班（記番）毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

林小班	樹種	面積	本数	材積	本数率	材積率
1004ね	スギ	2.22ha	657本	271.25m3	24.49%	21.05%
	ヒノキ	2.04ha	1067本	326.83m3	34.15%	29.90%
1004な	スギ	4.49ha	1,053本	589.11m3	24.90%	22.01%
1004ら	スギ	1.11ha	459本	194.57m3	31.76%	24.41%
1004む	スギ	0.82ha	354本	177.84m3	32.84%	28.91%
	ヒノキ	0.60ha	155本	69.92m3	25.49%	21.25%

（天然更新木の保護）

5　造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

（伐倒作業）

6　伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

7　伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。

8　かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行うこと。

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

9　山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

10　アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

11　その他必要な事項又は不明な点については、監督職員の指示を受けること。

前の川国有林分収育林事業
事業個所位置図
【縮尺　1/20,000】(A4サイズ)

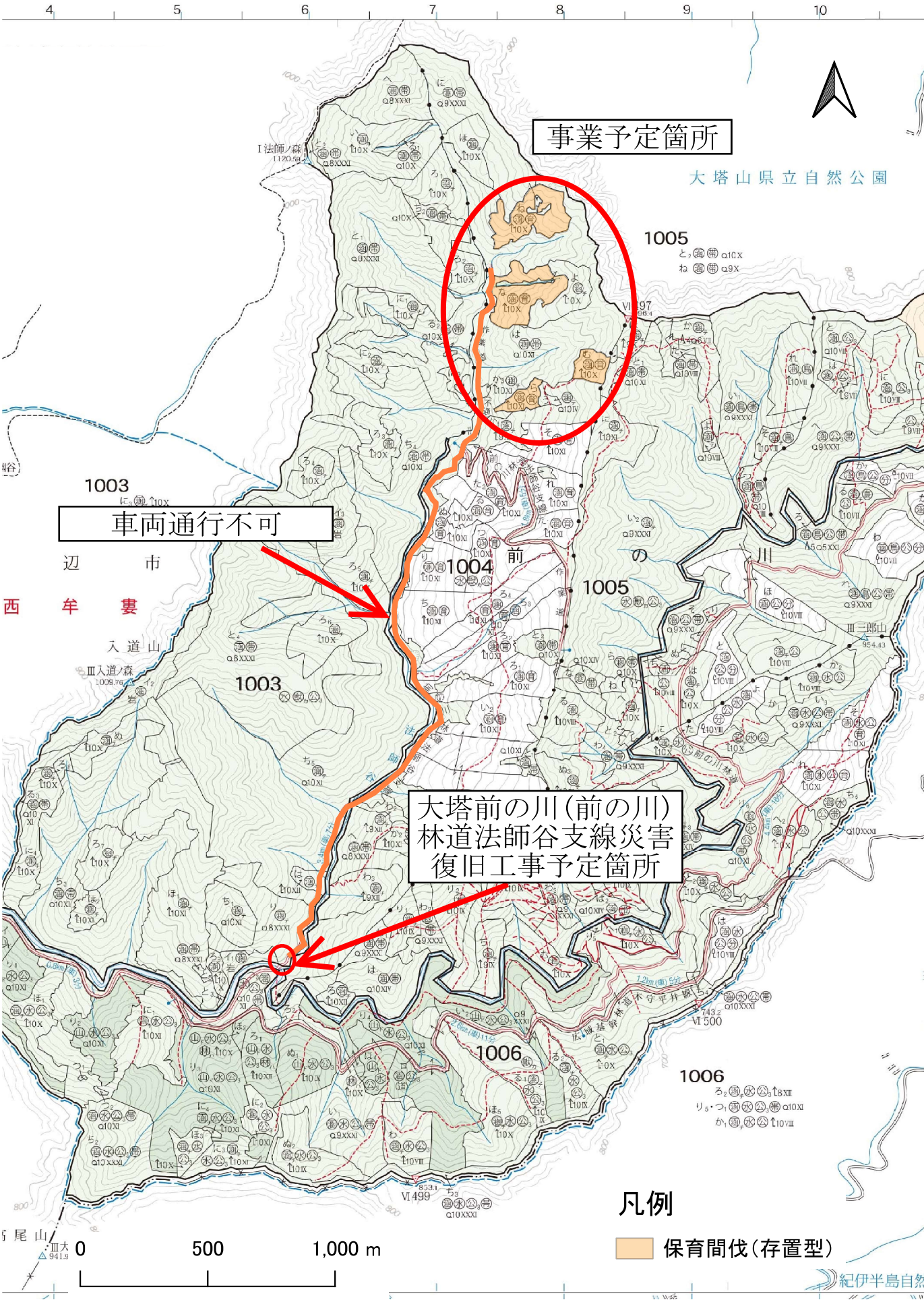

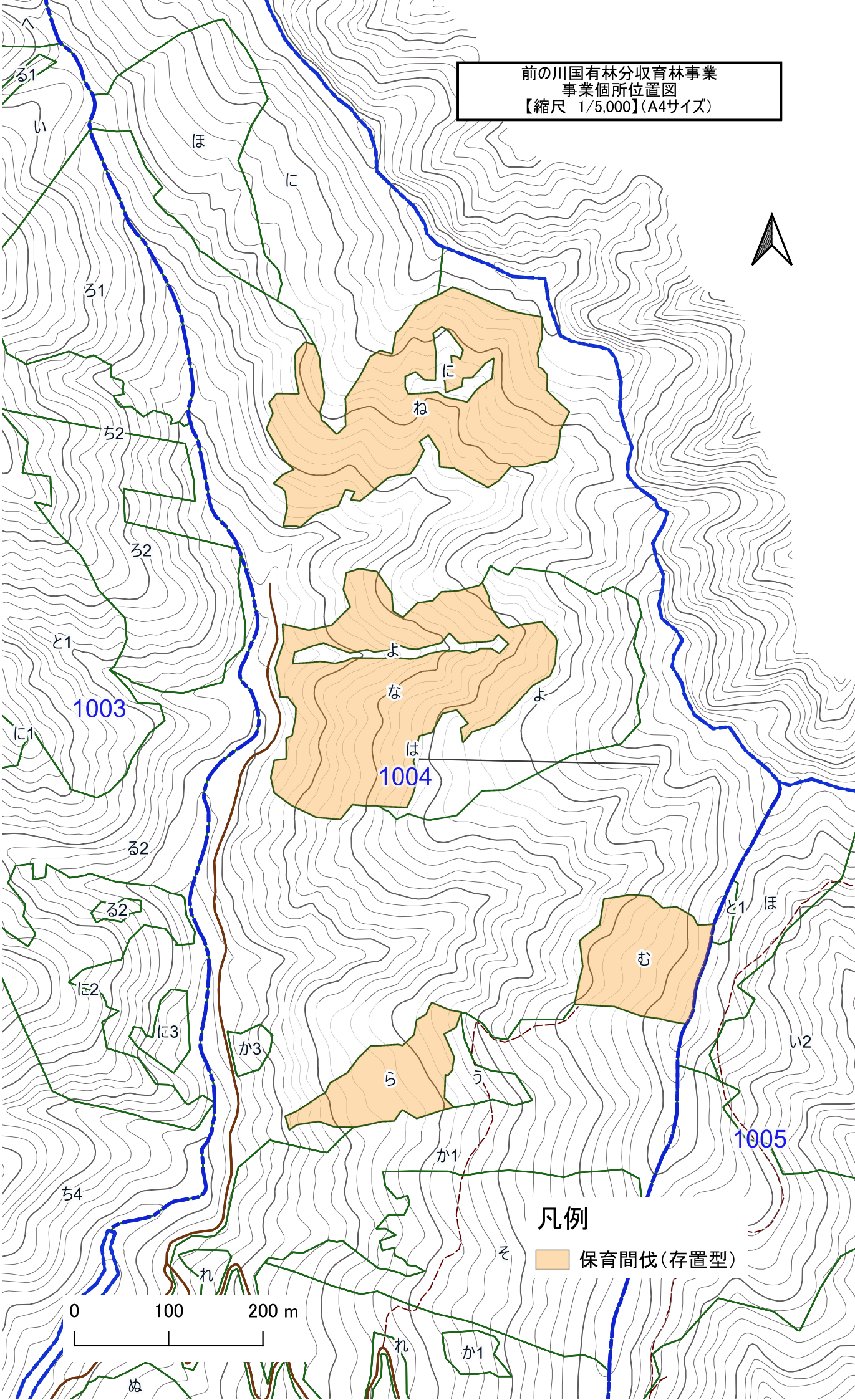
前の川国有林分収育林事業
事業個所位置図
【縮尺　1/5,000】(A4サイズ)
1003
1004
1005
凡例
保育間伐(存置型)
0
100
200 m

（別紙）契約情報の公表様式
令和７年度　請負事業の作業条件等

和歌山森林管理署

事業名：前の川国有林分収育林事業

作業種	国有林	林小班	記番	実行数量 (ha)	作業期間	林分条件	作業条件			
						傾斜・植生	作業手段 （伐倒）	人員輸送 距　　離 （往復・km）	通勤時間 （往復・分）	通勤起点
保育間伐 （存置型）	前の川	1004ね	保－1	4.26	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2.27	難100%	チェーンソー	24.0	223	田辺市 三川連絡所
		1004な	保－2	4.49		難100%		24.0	212	
		1004ら	保－3	1.11		難100%		24.0	190	
		1004む	保－4	1.42		難100%		24.0	232	
計				11.28						